

埼玉アスレチック・リハビリテーション研究会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は埼玉アスレチック・リハビリテーション研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務局を理事長の指定する所に置く。

(目 的)

第3条 本会はスポーツ障害、外傷を多面的に研究し、健康と体力の回復、維持および向上、スポーツへの早期復帰を図ると共に、スポーツ環境、施設、器具等の関係者の交流を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) スポーツ障害・外傷の研究
- 2) スポーツに関する環境、施設、器具等の研究
- 3) 研究成果の発表および研究集会の開催（年1回以上）
- 4) その他本会の目的にそった事業

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同した者とする。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-------|-----------|----|
| 1) 理事長 | 1名 | 2) 研究集会会長 | 1名 |
| 3) 理 事 | 20名程度 | 4) 監 事 | 1名 |
| 5) 顧問 | 若干名 | | |

(選 任)

第7条 理事長は理事の互選による。

2. 研究集会会長は理事長の委嘱による。
3. 理事及び監事は理事会において会員のうちから選任する。
4. 顧問は理事長が委嘱する。

(職 務)

第8条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 研究集会会長は研究集会を主宰する。
3. 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。
4. 監事は会計監査を行う。
5. 顧問は理事長の諮問に答える。

(任 期)

第9条 本会の役員の任期は2年とする。

2. 研究集会会長の任期は1年とする。
3. 役員の再任を妨げない。

第三章 理事会

第10条 理事会は理事長および理事、監事、顧問を以て構成し、理事長が招集する。

第四章 会計

(会計)

第11条 本会の運営は会費、補助金および賛助金を以てあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第五章 その他

(施行期日)

附則1 本会則は2006年10月14日から施行する。

附則2 本会則は2010年1月6日に一部改定。

附則3 本会則は2011年11月12日に一部改定。

附則4 本会則は2016年5月26日に一部改訂。

附則4 本会則は2020年5月18日に一部改訂。